

引渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後は15日以内（行政機関の休日を除く）に搬出すること。
- 4 引渡し後、10日以内（行政機関の休日を除く）に名義変更等及び変更した旨の記載された書類（自動車車検証等）を下越森林管理署村上支署長へ提出すること。また、官署名等が入っているため削除すること。名義変更等に係る一切の費用は買受人の負担とする。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号第1号）

分任契約担当官

下越森林管理署村上支署長 殿

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

引渡職員	
------	--